

組合員の皆様へ

## 融資制度のご案内

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

〒980-0803

仙台市青葉区国分町一丁目 8-14 仙台協立第2ビル7階

022-265-8121 (受付 AM11:00~PM5:00)

## 1 主な貸付制度

### 組合員様向けの振興事業貸付は

一般貸付と比べて **こんなに有利！！**

振興事業促進支援融資制度をご利用いただく場合、振興事業貸付の

各利率から0.15%低い利率となります。

融 資 制 度	振 興 事 業 貸 付		(参考) 一 般 貸 付
お 使 い み ち	設 備 資 金	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 額	1 億 5, 0 0 0 万円以内	5, 7 0 0 万円以内	7, 2 0 0 万円以内
ご 返 済 期 間	1 8 年 以 内 (特別な場合 2 0 年以内)	5 年 以 内 (特別な場合 7 年以内)	1 3 年 以 内
利 率 (年 利) (注)	[特別利率C] 1. 2 5 ~ 3. 2 0 %  [基準利率] 2. 1 5 ~ 4. 1 0 %	[基準利率] 2. 1 5 ~ 3. 9 0 %  [特別利率A] 1. 7 5 ~ 3. 5 0 %	[基準利率] 2. 1 5 ~ 4. 1 0 %

(注) 1 利率は平成 24 年 2 月 10 日現在です。以下同じ。

ご返済期間またはお使用みちなどによって利率が変わります。

2 標準営業約款登録業者の方は、運転資金について、特別利率 A が利用できます。

[特別利率 C] が適用される設備については、6 ページをご覧ください。

## 振興事業促進融資制度

### 《振興事業貸付》

22年度まで実施されていた特別利率D（運転資金は特別利率A）に代わり、23年度から新たに導入された利率低減の制度です。

対象者	振興計画認定組合の組合員であって、組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画書の確認を受けた方	
利率（年利）	設備資金	特別利率C-0.15%（注1）
	運転資金	基準利率-0.15%（注2）
必要書類	・ 振興事業に係る資金証明書 ・ 振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書の写し	

（注1）0.15%の低減は、振興特利設備に限ります。

（注2）標準営業約款登録業者については、「特別利率A-0.15%」となります。

#### 【参考】一定の会計書類とは

青色申告を行っている方	税務署の收受印がある青色申告書
白色申告を行っている方	白色申告書。 必要に応じて経営状況が確認できる帳簿類（現金出納帳等）
決算（申告）実績のない方	経営実績に基づき作成された創業計画書等の経営実績の分かるもの。必要に応じて経営状況が確認できる帳簿類（現金出納帳等）
開業予定の方	創業計画書

# 生活衛生セーフティネット貸付

《経営環境変化資金・金融環境変化資金》

融 資 制 度	経 営 環 境 変 化 資 金	金 融 環 境 変 化 資 金
お 使 い み ち	運 転 資 金	
ご 利 用 い た だ け る 方	社会的、経済的環境の変化により、売上が減少するなど業況が悪化している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を期している方</li> <li>・ 国際的な金融不安などを背景に、取引金融機関からの借入残高が減少している方</li> </ul>
ご 融 資 額	5,700万円以内	別 枠 4,000万円以内
ご 返 済 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年以内 (特に必要な場合8年以内)</li> </ul>	
据 置 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以内 (特に必要な場合3年以内)</li> </ul>	
利 率 ( 年 利 )	① 雇用の維持または拡充を図る方 (基準利率-0.2%)	1.95～2.80%
	② 最近の売上等が減少している等の一定の要件を満たしている場合 (基準利率-0.3%)	1.85～2.70%
	③ ①及び②のいずれも満たす場合 (基準利率-0.5%)	1.65～2.50%
	④ ①～③もいずれにも該当しない場合 (基準利率)	2.15～3.00%
そ の 他	「振興事業に係る証明書」が必要になります	

# 生活衛生改善貸付

(生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)

<無担保・無保証人でご利用いただけます>

お使いみち	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、生活衛生同業組合等から <b>経営指導</b> を受けている方	
ご融資額 (注1)	1,500万円以内	
ご返済期間 (注2)	10年以内	7年以内
据置期間 (注3)	2年以内	1年以内
利率(年利)	〔特別利率F〕 1.85%	
その他	生活衛生同業組合等の推薦が必要になります	

## 第三者保証人等を不要とする融資

「第三者保証人を不要とする融資」は、第三者保証人や担保などの提供を不要とするご融資をご希望の方のための制度です。

お使用みち	設備資金	運転資金
ご融資額	4,800万円以内	
ご返済期間	10年以内	5年以内（※） (特に必要な場合は7年以内)
据置期間	2年以内	1年以内（※）
連帯保証人	法人の方・・・代表者の方のみ 個人の方・・・不要 なお、次の方には、連帯保証をお願いする場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質的な経営者である方</li> <li>・ 共同経営者である方</li> </ul>	

（※）生活衛生セーフティネット貸付（運転資金のみ）に本制度を適用する場合は、次表のとおりとなります。

ご返済期間	8年以内
据置期間	3年以内

第三者保証人等を不要とする融資がご利用いただけるのは、次のいずれにも該当する方です。

- 1 税務申告を2期以上行っていること
- 2 原則として、所得税等を完納していること

## 2 資金のお使いみち

ご融資の対象となるのは、**営業に必要である資金**となります。

また、先に挙げました融資制度のうち、**振興貸付**において、より有利な利率の「**特別利率C**」が適用されるのは以下のような設備となります。なお、振興事業促進支援制度をご利用いただく場合は、特別利率C-0.15%の適用となります（一部のお使いみちを除く。）。

店舗当の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金  
暖房設備  
送迎用車両（注1）  
AED（自動体外式除細動器）  
エアコン  
ショーウィンドー、サンプルケース  
仕入れ・配送用車両  
音響設備  
客席用テーブル・いす  
立体式駐車場設備  
コンピューター  
電子レジスター、無線オーダーリングシステム（注2）  
デビットカード関連機器（注2）  
マルチ機能ファクシミリ）  
全自動手指洗浄消毒機  
防犯設備（防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど）  
換気設備（ダクト、排気口など）（注3）  
消毒設備（注3）  
太陽光発電設備（注3）  
太陽熱利用冷温熱装置（注3）

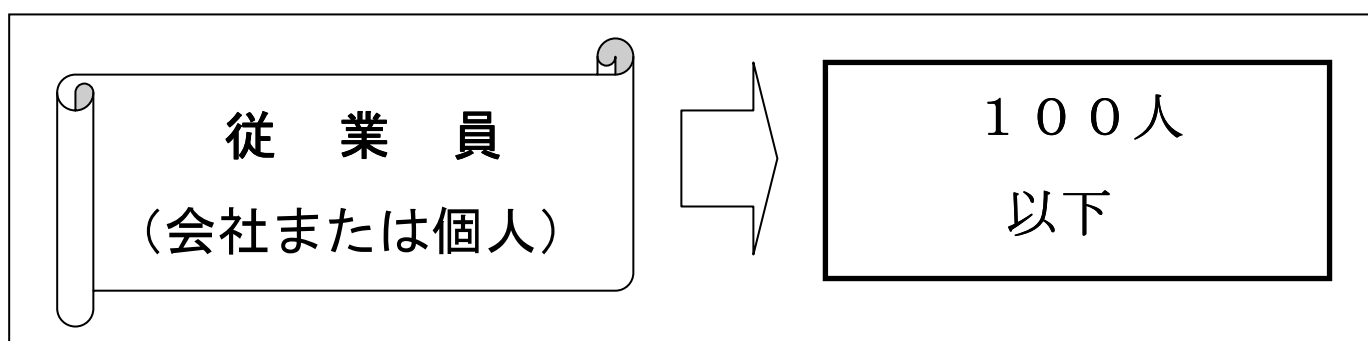
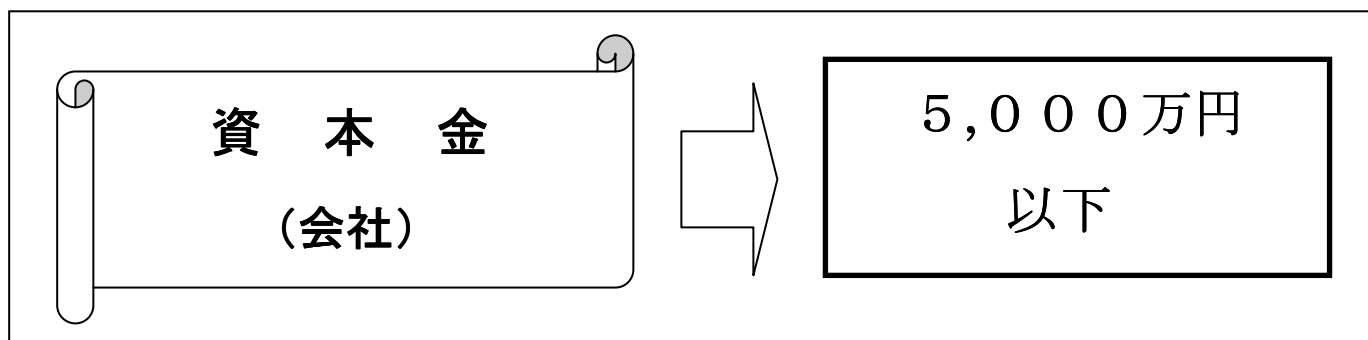
（注1）乗車定員が6名以上の車両に限ります。

（注2）コンピューターに有線・無線により接続して活用するものに限ります。

（注3）振興事業促進支援融資制度のご利用の有無にかかわらず、特別利率Cの適用となります。

### 3 事業規模

ご融資の対象となる方はいずれかの事業規模に該当する方になります。



### 4 営業許可

ご融資の対象となる方は、

**飲食業営業許可**

を取得している方です。

ただし、本人名義で営業許可を取得していなくても、借入申込人が次の場合は、ご融資の対象となります。

- 税務申告人である場合
- 自己の名において税務申告をしがたい場合であって、実際経営者とみとめられるとき